

阪南市分別収集計画

(第 11 期：令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 7 月

阪 南 市

－目　次－

1. 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・・・・	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項・・・・・・・・	4, 5
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分・・・・・・・・	6
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込み・・・・・・・・	7, 8
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法・・・・・・・・	8
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項・・・・・・・・	9
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項・・・・・・・・	10
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・	11

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成4年に空缶・空ビンの分別収集を開始し、それ以降、分別収集する容器包装廃棄物の種類を拡大するとともに、平成20年4月からは可燃・不燃・粗大ごみの有料化を実施し、ごみの減量化・資源化に努めてきた。現在、令和4年3月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の基本方針に基づき、更なるごみの減量化・資源化の推進に向け取り組んでいるところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進しつつも、脱炭素社会に向け、より環境負荷が少ない2R（リデュース、リユース）の優先を明確にした施策を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本とした循環型社会の形成
- (2) 市民、事業者、行政が一体となった取組による環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
容器包装廃棄物	3,110	3,063	3,017	2,972	2,927

容器包装廃棄物種類別排出量見込みの内訳

（単位：t）

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
主としてスチール製の容器包装	106	104	103	101	100
主としてアルミ製の容器包装	136	134	132	130	128
無色のガラス製	155	152	150	148	145
茶色のガラス製	182	179	176	174	171
その他のガラス製	32	31	31	30	30
飲料用紙パック	45	45	44	43	43
ダンボール	742	731	720	709	699
その他紙製容器包装	364	358	353	347	342
ペットボトル	273	269	265	261	257
その他プラスチック製容器包装	1,076	1,059	1,043	1,028	1,012
内白色トレイ	0	0	0	0	0

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るために、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）環境教育、啓発活動の充実

市役所で行われている仕事について理解を深めていただくため、求めに応じて職員が出向く、阪南市生涯学習・職員出前講座を開催し、市民に減量などの啓発を行う。

また、小学校からの依頼には、ごみ収集日程表の説明や塵芥車の構造など、ごみについて学習する機会を継続する。

さらに、毎月の広報誌、ウェブサイト、SNSなどを活用して、ごみの減量と分別などの周知と啓発の情報を発信する。

（2）発生源における排出抑制

① 市民

- ・2Rが優先であることを認識し、マイバッグ・マイボトルの携帯や必要な食品を必要な量だけ購入し、手つかず食品をごみとして排出しない、不要な物を必要としている人に譲るなど、ごみの2R推進に努める。

② 事業者

- ・2Rが最優先であることを認識し、事業者が自ら原材料の選択や製造工程を工夫するなどにより、ごみの2R推進に努める。

③ 行政

- ・マイバッグ運動や不要な物を可能な限り買わないよう、市民・事業者に取り組みを促す。
- ・事業者の廃棄物発生量の抑制に向けた自主的な取り組みを促す。
- ・事業所へのごみ減量・リサイクル情報の提供を行う。

（3）過剰包装・容器包装廃棄物の抑制

① 市民

商品の購入にあたって、簡易包装される商品、詰替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リターナブル容器）を用いた商品などを選択することで、可能な限り容器包装の排出抑制に取り組む。

② 事業者

容器包装の利用、製造などにあたって、リターナブル容器を用いること、内容物の詰替え方式を採用することで容器包装の減量に努める。

③ 行政

市民、事業者、行政の連携・協働による地域レベルでの過剰包装・容器包装廃棄物の抑制方策を検討するとともに、普及・啓発に努める。

(4) 環境物品などの使用促進、使い捨て品の使用抑制など

① 市民・事業者

再生品を積極的に使用し、リターナブル容器の適切な返却をするよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制し、可能な限りものを無駄にしないライフスタイルを心がける。

② 行政

自ら事業者としてグリーン購入法適合品の購入など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行するとともに、市民・事業者への情報提供を行う。

(5) 資源物の混入の削減

① 市民・事業者

資源物の混入を防止するため、ごみ減量化の意識をもってごみ分別区分を正しく認識し、分別の徹底を行う。

② 行政

- ・ ペットボトルや雑誌、牛乳パックなど、本来資源であるものが可燃ごみなどへの混入をなくすため、自ら行動するとともに、市民・事業者へ啓発を行い、分別の徹底を図る。
- ・ 地域住民による自主的な有価物の集団回収に対する報奨金交付制度を今後も継続する。
- ・ ごみ収集日程表を全戸配布するとともに、広報紙やウェブサイト、SNS及びごみの出し方マニュアルにより分別の徹底を図る。

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残存容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

市民の協力度、本市が有する収集機材、泉南清掃事務組合資源化施設を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空缶・空ビン
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんする ためのもの（原材料としてアルミニウムが利用さ れているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		紙製容器包装類
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET） 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんする ためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上 記以外のもの		プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	96		94		93		92		90	
主としてアルミ製の容器	62		61		60		59		58	
無色のガラス製容器	(合計) 96		(合計) 94		(合計) 93		(合計) 91		(合計) 90	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
		96		94		93		91		90
茶色のガラス製容器	(合計) 84		(合計) 83		(合計) 82		(合計) 81		(合計) 79	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
		84		83		82		81		79
その他のガラス製容器	(合計) 30		(合計) 29		(合計) 29		(合計) 28		(合計) 28	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	30		29		29		28		28	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	3		3		3		2		2	
主として段ボール製の容器	655		645		635		625		616	
主として紙製の容器包装であって上記以外のものの	(合計) 254		(合計) 250		(合計) 246		(合計) 243		(合計) 239	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
		254		250		246		243		239

主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	（合計） 172		（合計） 170		（合計） 167		（合計） 165		（合計） 162	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	172		170		167		165		162	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	（合計） 546		（合計） 537		（合計） 529		（合計） 521		（合計） 513	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	546		537		529		521		513	
	（うち 白色トレイ）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
合計	1, 998		1, 966		1, 937		1, 907		1, 877	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、過去3カ年の平均値です。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
48,938人 (対前年度比) 98.49%	48,201人 (対前年度比) 98.49%	47,475人 (対前年度比) 98.49%	46,760人 (対前年度比) 98.49%	46,056人 (対前年度比) 98.49%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別区分について収集及び回収の方法を示す。
引き続き自治会や住民団体等の集団回収を活用し、分別収集への協力、拡充を図る。

容器包装廃棄物の収集及び実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	空缶・空ビン	市による定期収集 （アルミ製容器のみ住民 団体による集団回収）	泉南清掃事務 組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙パック	紙パック	市による拠点回収 住民団体による集団回収	再生資源化 事業者
	段ボール	紙製容器包装類	市による定期収集 住民団体による集団回収	
	その他の紙製容器包装			
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	泉南清掃事務 組合
	その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	市による定期収集	

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

空缶・空ビン、プラスチック製容器包装、ペットボトルは、泉南清掃事務組合の資源化施設で選別、圧縮、保管。

紙パック、紙製容器包装類は、市内再生資源化事業者へ直接渡し。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空缶・空ビン	透明・ 半透明袋	2 t・3.5 t パッ カー車 2 t・軽四ダン プ車	泉南清掃事務 組合
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙パック	紙パック		軽四ダンプ車	再生資源化 事業者
段ボール	紙製容器 包装類	紙袋または 紐でしぼる	2 t・3.5 t パッ カー車 2 t・軽四 ダンプ車	
その他紙製容器包装				
ペットボトル	ペットボトル	透明・ 半透明袋	2 t・3.5 t パッ カー車	泉南清掃事務 組合
その他プラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	透明・ 半透明袋	2 t・軽四ダン プ車	

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 阪南市ごみ減量化・資源化推進協議会

市民、事業者、行政で構成する阪南市ごみ減量化・資源化推進協議会を設置し、市におけるごみの発生抑制の推進に関する事項及び、ごみの減量化及び資源化に関する事項について協議・検討を行い、市民への啓発を推進する。

(2) 有価物集団回収報奨金制度

有価物集団回収の推進のため、現行の制度を継続し、自主的な地域リサイクル活動を支援する。

(3) 不適正排出ごみへの啓発

ごみの分別収集の徹底を図るため、市の排出基準に適合しない不適正排出ごみについては、啓発シールを貼り、一定期間収集しないことにより分別排出を啓発する。

(4) プラスチック資源循環

令和4年4月1日から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、国が新たに製品プラスチックを回収対象とする方針を示したことから、今後、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類の分別収集について検討する。

(5) 事後評価について

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行う。